

議案第 7 号

市川都市計画道路 3・4・18 号浦安鎌ヶ谷線と京成本線（京成八幡～鬼越駅間）の立体交差事業 京成本線直下横断部築造工事施行協定について

市川都市計画道路 3・4・18 号浦安鎌ヶ谷線と京成本線（京成八幡～鬼越駅間）の立体交差事業 京成本線直下横断部築造工事施行協定について、次のとおり締結したいので、市議会の議決を求める。

平成 22 年 6 月 4 日提出

市川市長 大 久 保 博

記

1. 件 名 市川都市計画道路 3・4・18 号浦安鎌ヶ谷線と京成本線（京成八幡～鬼越駅間）の立体交差事業 京成本線直下横断部築造工事施行協定
2. 施行場所 市川市八幡 1 丁目 6 番～八幡 5 丁目 8 番地先
3. 協定金額
全体額 2, 206, 000, 000 円
市川市負担額 2, 204, 200, 000 円
京成電鉄(株)負担額 1, 800, 000 円
4. 協定相手方 東京都墨田区押上 1 丁目 10 番 3 号
京成電鉄株式会社
取締役社長 花田 力
5. 協定概要 市川都市計画道路 3・4・18 号と京成本線の立体交差部の工事に関し、鉄道運行の安全確保と工事の安全管理のため、鉄道管理者である京成電鉄株式会社と施行協定を締結し、鉄道軌道敷直下の横断ボックスカルバート築造工事を委託するものです。

理 由

既定予算に基づく都市計画道路 3・4・18 号京成線直下横断部築造工事委託について、京成電鉄株式会社との間に「市川都市計画道路 3・4・18 号浦安鎌ヶ谷線と京成本線（京成八幡～鬼越駅間）の立体交差事業 京成本線直下横断部築造工事施行協定」を締結したいので、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案するものである。

議案第7号 参考の1

市川都市計画道路3・4・18号浦安鎌ヶ谷線と京成本線（京成八幡～鬼越駅間）の立体交差事業 京成本線直下横断部築造工事施行協定書（案）

市川市（以下『甲』という。）と京成電鉄株式会社（以下『乙』という。）は、市川都市計画道路3・4・18号浦安鎌ヶ谷線と京成本線（京成八幡～鬼越駅間）の立体交差事業（以下『工事』という。）について、平成14年3月25日付で締結した「覚書」に基づき、次のとおり施行協定を締結する。

（公正性と透明性の確保）

第1条 甲及び乙は、本協定による工事が公共工事であることに鑑み、工事の執行にあたり相互に公正性、透明性の確保に努めるとともに、協力し適切な事務処理に努め、事業の推進を図るものとする。

（工事の位置、範囲及び工程）

第2条 工事の位置、範囲及び工程は、別添図書のとおりとする。

（工事の施行及び内容）

第3条 工事は乙が施行するものとし、その内容は次のとおりとする。

- ・ 交差部ボックスカルバートの施工
- ・ 鉄道施設の防護
- ・ 踏切（京成八幡第7号踏切道）の撤去

（工事に要する費用及び負担）

第4条 乙が施行する工事に要する費用（以下『工事費』という。）は、別添工事費概算額調書のとおり、概算総額2,206,000千円とし、消費税相当額99,510千円を含むものとする。

2 甲及び乙の負担額は、別添工事費概算額調書により、次のとおりとする。

甲 2,204,200千円

乙 1,800千円

（年度協定）

第5条 甲及び乙は、各年度の工事の実施にあたり、当該年度に施行する工事及び工事費について、年度毎に別途年度協定を締結するものとする。

(工事費の精算)

第6条 乙は、工事しゅん工後速やかに工事費を精算するものとする。

(協定内容等の変更)

第7条 甲及び乙は、協議のうえ必要と認めるときには、工事内容及び工事費等の変更をする事ができるものとする。

2 物価労賃の変動等により工事費に著しい変更が生じる場合は、甲乙協議して処理するものとする。

(施設物財産の帰属及び保守・管理)

第8条 乙が施行した施設物に関する財産の帰属及び保守・管理は、別添施設物財産帰属図及び保守・管理図のとおりとする。

(発生品等の処理)

第9条 工事施行の結果発生する発生品は、そのものを管理していた側に帰属するものとする。

(施設物の引き渡し)

第10条 乙は、工事しゅん工後、引渡し調書を作成し、甲と現地確認のうえ、甲に施設物の引き渡しをするものとする。

(用地の占用及び使用)

第11条 甲は、工事の施行により生じる甲の道路施設の交差部分となる乙の用地(別添用地占用範囲図に青で示す部分)については、施設が存続する限り無償で占用できるものとし、その詳細は別途協議するものとする。

2 乙は、工事施行のために甲の用地が必要となる場合は、これを無償で使用できるものとし、それ以外の用地が必要となる場合は、甲が借地に要する費用を負担の上で各地権者から借用し、乙はこれを無償で使用できるものとする。

(仮設山留材等の存置)

第12条 乙の工事完了時に仮設山留材等の一部を存置する場合は、別途甲乙協議のうえ存置範囲等を定めるものとする。

(施設の設置)

第13条 乙は必要な鉄道施設物を甲と打合せのうえ、無償で設置できるものとする。

2 第三者が甲の施設に付帯して設備を設ける場合、甲は第三者に対して乙に協議するよう指導するものとする。

(損害の負担)

第14条 工事の施行に伴い生じた損害の負担については、甲乙それぞれの責めに帰する場合を除き、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(地元対策)

第15条 工事の施行に伴う地元対策については、原則として甲が行い、乙はそれに協力するものとする。

(行政上の手続き)

第16条 工事の施行に必要な行政上の手続き及び第三者との協議等は、甲の責任において実施・完了させるものとする。

(その他)

第17条 前各条に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して処理するものとする。

以上、協定の証としてこの協定書2通を作成し、甲乙おのこの記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成22年 月 日

甲 千葉県市川市八幡1丁目1番1号
市川市
代表者 市長 大久保 博

乙 東京都墨田区押上1丁目10番3号
京成電鉄株式会社
取締役社長 花 田 力

議案第7号 参考の2

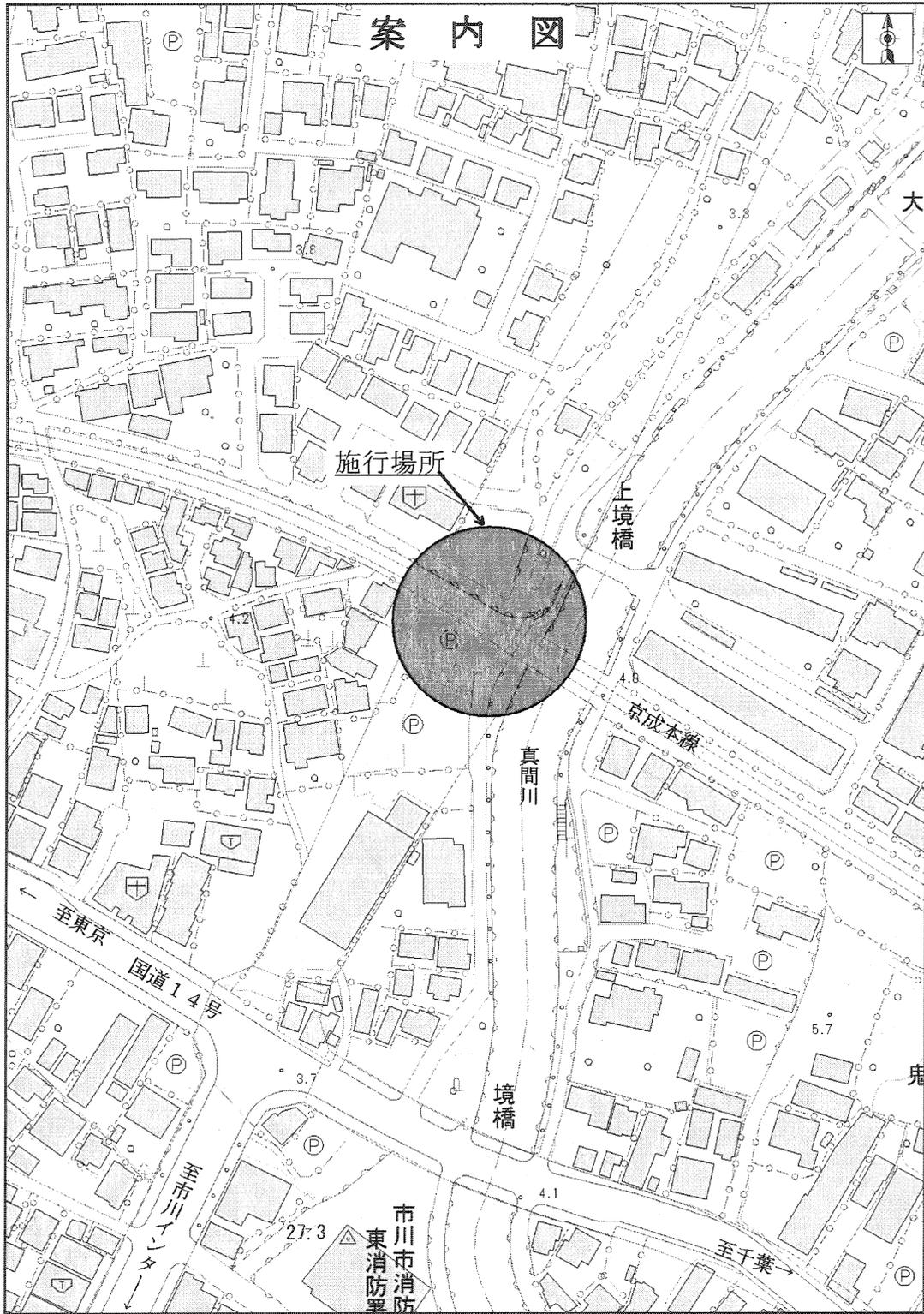
市川都市計画道路3・4・18号浦安鎌ヶ谷線と京成本線（京成八幡～鬼越駅間）の立体交差事業 京成本線直下横断部築造工事施行協定の相手方について

1. 商号又は名称 京成電鉄株式会社
2. 代表者 取締役社長 花田 力
3. 所在地 東京都墨田区押上1丁目10番3号
4. 資本金 36,803,000,000円
5. 目的（京成電鉄株式会社定款より：平成21年6月26日改正）
 - (1) 鉄道による一般運輸業
 - (2) 自動車による一般運輸業
 - (3) 土地建物の売買及び賃貸業
 - (4) 建築物の設計、工事監理並びに土木、建築、電気工事の施工・請負業
 - (5) 広告業
 - (6) 旅行業
 - (7) 情報提供・処理サービス業、電気通信事業及び有線放送事業
 - (8) 駐車場の経営
 - (9) 遊園地又は娯楽機関の経営
 - (10) 食料品の製造販売、酒類、清涼飲料水、医薬品、日用品及び雑貨類の販売
 - (11) 煙草、郵便切手及び収入印紙の販売
 - (12) 以上各号に関連する一切の事業
6. 主な工事経歴
 - 平成16年度（千葉市）
 - 都市計画道路新港横戸町線京成電鉄千葉線交差部工事（その3）

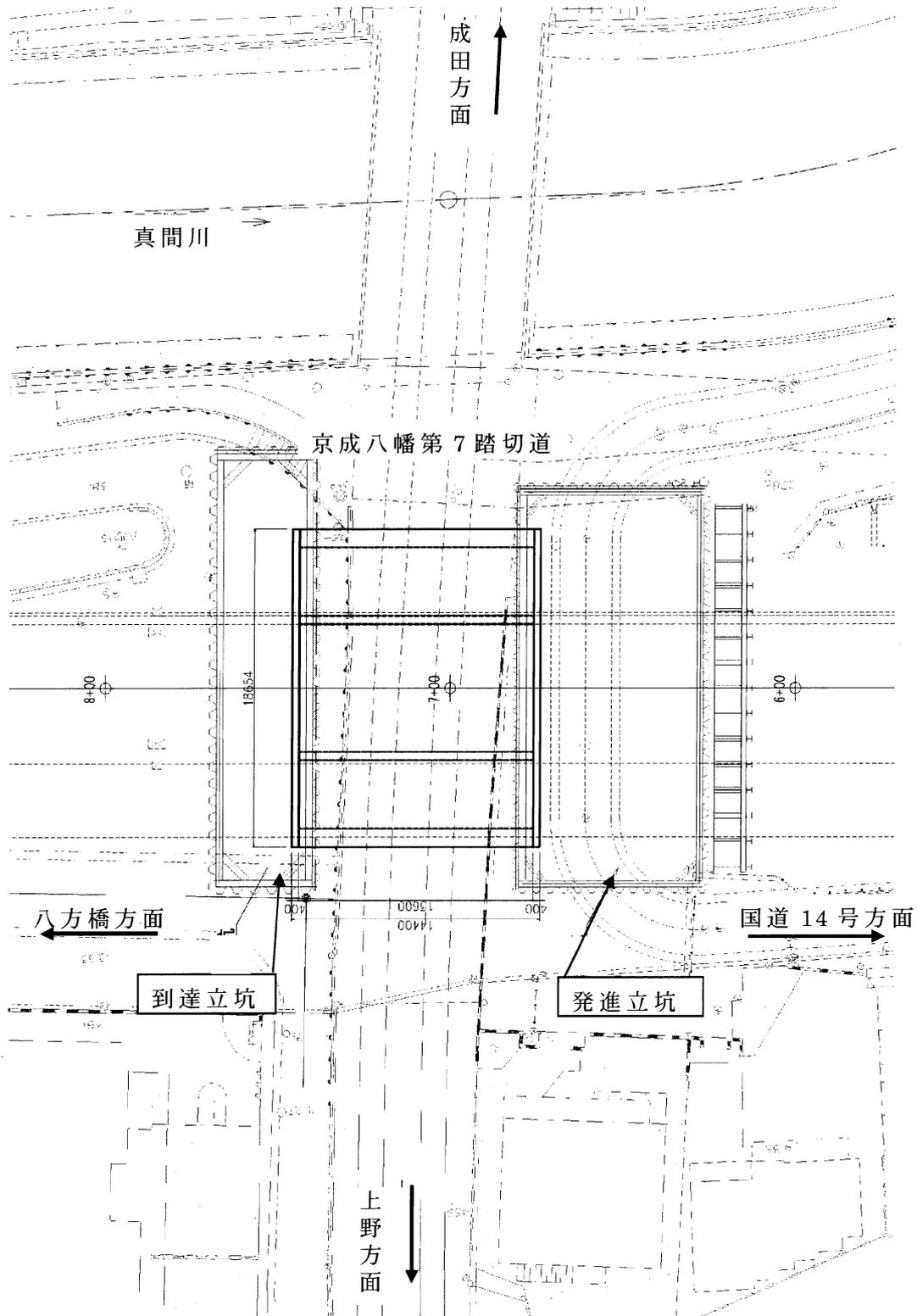
工事概要	立坑工	一式	躯体工	一式	鉄道設備保安工	一式
委託金額	1,554,000,000円					
 - 平成17年度（千葉市）
 - 都市計画道路新港横戸町線京成電鉄千葉線交差部工事（その4）

工事概要	立坑工	一式	函体工	一式	下水道施設移設工	一式
	鉄道設備保安工	一式				
委託金額	1,024,800,000円					

議案第7号 参考図その1

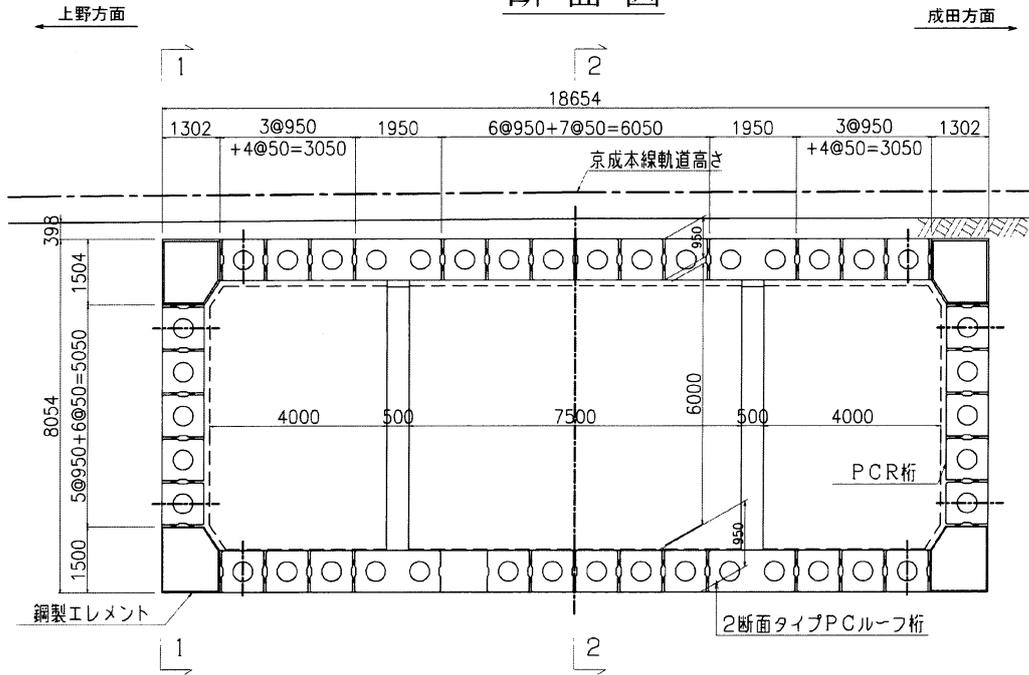


平面図



議案第7号 参考図その3

断面図



側面図

